

流山市福祉手当について～現金給付からサービス給付への転換～

流山市福祉施策審議会資料
流山市健康福祉部障害者支援課提出

1. 背景

(1) 福祉手当見直しの背景

<福祉手当の意義（必要性）の変化>

- 福祉手当は、障害者に対する在宅サービスが不足していた昭和53年に障害者の生活の安定と福祉の増進を目的に支給されてきたものです。
- 制度発足から35年が経過し、障害者総合支援法による障害福祉サービスや介護保険による介護サービス等の充実が図られてきました。
- 福祉手当のような市単独の予算による現金給付の補助制度は、障害福祉サービスが提供されるようになったことで、

制度当初の意義は薄れたものとなっています。

(2) 福祉手当と福祉制度の変化

○流山市福祉手当は、障害のある方への在宅福祉サービスが不足していた昭和53年につくられた制度です。

※制度が変革する中で、●ホームヘルプサービス ●グループホーム・ケアホーム ●就労支援 ●日中活動の場 ●相談支援体制の整備など福祉サービスの充実がはかられ現在に至っています。

今後も、より一層のサービスの充実を進めていく必要があります。

(単位：千円)

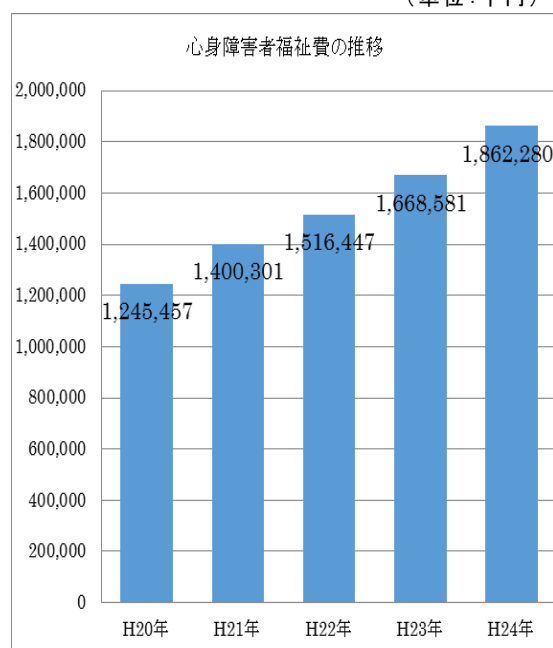
2. 現状

(1) 障害者福祉費の推移

①心身障害者福祉費

高齢化に伴う障害者の増加。障害福祉サービス制度の普及と定着により、**心身障害者福祉費が増加しています。**

**平成24年度の心身障害者福祉費は、
18億6,228万円にのぼります。**

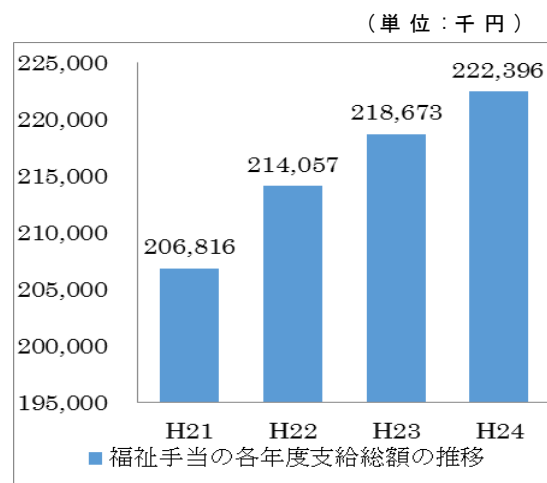


(2) 福祉手当支給の推移

①福祉手当支給額

福祉手当の支給額は、毎年増加しています。

**平成24年度の福祉手当の支給総額は、
約2億2,239万円にのぼります。**



3. 福祉手当見直しの目的について

(1) 現金給付からサービス給付への転換

現金給付としての福祉手当は、支給の必要性について根本的見直しを行い、これにより得られた財源を、新たな障害福祉サービスへの対応など、将来に向けて今後、市が重点的に取り組むべきものに振り分ける必要があります。

(2) 新たなサービスへの対応

- ノーマライゼーション実現のため、施設入所・社会的入院から地域で安心して生活できる仕組みの構築。
- 親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築。
- 障害者の範囲の拡大に対する対応。
発達障害、高次脳機能障害、難病患者に対する支援の充実。

具体的には

- ・**グループホーム、ケアホームの整備**：現在、市内には26ヶ所のグループホーム・ケアホームと1ヶ所の生活ホームがあります。年々増加していますが、入所施設に代わる地域の中の生活の場として、より一層の整備が必要となっています。
- ・**児童発達支援の充実**：障害児の早期発見・早期療育と、より身近な場所でサービスが受けられる体制の充実が求められています。また、事業所の定員確保等の量的拡大が必要となります。
- ・**障害者の権利擁護と成年後見制度利用の促進**：市長申立は現在申請中も含め5件ですが利用の増加が見込まれます。また、親亡き後の障害者の権利擁護も含め、障害者の家族が成年後見制度について相談できる窓口の充実と、資力がなく後見報酬が払えない者も利用できる仕組み作りも必要となります。
- ・**障害者の社会参加の促進のため移動支援の充実**：誰もが自由に社会参加するためのサービスとしてより一層の利用増大が予想されます。
- ・**就労支援の充実**：現在市内には、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターⅢ型等の福祉的就労の場が約10ヶ所ありますが、障害者の働く喜びの確保と社会参加のため、より一層の施設の充実が必要となります。
- ・**相談支援体制の強化**：平成26年度末までに、障害福祉サービスを利用する全障害者の計画相談支援（障害者ケアプラン）をたてる必要があります。また、虐待や日常生活の問題に対応できる相談支援事業所の整備が必要となります。
- ・**地域移行、地域定着支援等の充実**：精神障害者の社会的入院の解消。知的障害者の入所施設から地域生活へ。触法障害者への対応等、地域移行と地域の中で暮らすための資源の整備が必要となります。

4. 福祉手当の見直し手順

「現金給付からサービス支給へ」福祉手当の見直しが必要です。

- ◇ 諮 問
- ◇ 審議会内での検討
- ◇ 答 申
- ◇ 市の方針決定
- ◇ 条例改正案の議会上程
- ◇ 審 議
- ◇ 採 決
- ◇ 市民への周知
- ◇ 実 施

- ・ 障害者及び関連団体等から意見聴取
- ・ パブリックコメントの実施

